
教 育 委 員 会 規 則

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第10号

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

第1条 高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「特別支援学校幼稚部教育要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）」に、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）」に、「特別支援学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）」に改める。

第2条 高知県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第36号」を「平成29年4月文部科学省告示第73号」に改める。

第3条 高知県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第37号」を「平成31年2月文部科学省告示第14号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成32年4月1日から、第3条の規定は平成34年4月1日から施行する。